平成２２年（フ）第１２２１号
千葉市中央区蘇我４丁目８番１号　大熊方
債務者　首藤ひさ子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３３８号
千葉市稲毛区六方町35番地８
債務者　内山　裕介
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６７号
新潟市北区太夫浜新町１丁目９番13号
債務者　松尾　和浩
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９１号
新潟市西区五十嵐３の町北９番９号　ウェブルームぶらっさむＡ103号
債務者　石橋　博昭
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４１号
静岡県沼津市宮前町17番地の12
債務者　椎田　篤史
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
静岡県沼津市下香貫柿原2854番地の７　サンフラットあけぼの香貫203
債務者　森田　智子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３３号
京都市伏見区久我西出町11―322、住民票上の住所愛知県豊田市住吉町２丁目７番地８
債務者　西本　聡美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４２号
京都市山科区西野山階町20番地　ヤサカ山科社宅
債務者　江畑　隆行
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６１号
京都市西京区桂上野北町169番地　ユニメント川島102号
債務者　ＴＯＳＨＩＫＯＵこと　森本　高彦
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６７号
京都市伏見区桃山最上町35番地１　レディースコーポ川口311号室
債務者　小川津由子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７００号
京都市山科区椥辻中在家町10番地　ラール山科312
債務者　新田香代子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３５号
京都市左京区下鴨宮崎町３番地25
債務者　西村　和美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
京都府京丹後市峰山町丹波923番５、申立時住所京都府京丹後市峰山町丹波110番地の11
債務者　椎田　清一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第６０号
京都府京丹後市峰山町丹波923番５、申立時住所京都府京丹後市峰山町丹波110番地の11
債務者　椎田恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第７３号
京都府京丹後市網野町郷1309番地
債務者　矢野　安代
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第５１号
京都府舞鶴市字上東357番地
債務者　岸本　美可（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第８０９号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目19番22号、前住所大阪府羽曳野市はびきの４丁目17番31号
債務者　橋爪小夜子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３５２号
大阪府河内長野市北貴望ケ丘38番８―207号
債務者　北村小百合
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係